

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士

庭園の著作物性について判断した事例

[大阪地方裁判所 平成25年9月6日決定 平成25年(ヨ)第20003号]

1. 事件の概要

本件は、大阪市の複合商業施設「新梅田シティ」内の庭園（以下、本件庭園）を設計した造園家（以下、債権者）が、庭園内に「希望の壁」と称する巨大緑化モニュメント（以下、本件工作物。高さ9.35m×長さ78m×幅2m）の建設工事を開始した債務者に対し、本件庭園の著作者として有する著作者人格権（同一性保持権）に基づき、本件工作物の設置工事の続行を禁止する仮処分を申し立てたもので、大変珍しく、興味深い事案です。

2. 本件の争点と裁判所の判断

(1) 主な争点

本件では、以下の2点が主な争点として争われました。

- ① 本件庭園の著作物性
- ② 同一性保持権侵害の成否

これらの争点について、裁判所は以下のとおり判示し、結論として、債権者の申し立てを却下しました。

(2) 本件庭園の著作物性

「本件庭園は、新梅田シティ全体を一つの都市ととらえ、野生の自然の積極的な再現、あるいは水の循環といった

施設全体の環境面の構想(コンセプト)を設定した上で、上記構想を、旧花野、中自然の森、南端の渦巻き噴水、東側道路沿いのカナル、花渦といった具体的施設の配置とそのデザインにより現実化したものであって、設計者の思想、感情が表現されたものといえるから、その著作物性を認めるのが相当である」

「債務者は、本件庭園の構成や水の循環の表現形態がありふれたものであると……する。

しかしながら、仮に池、噴水といった個々の構成要素はありふれたものであったとしても、前記構想に基づき、超高層ビルと一体となる形で複合商業施設の一角に自然を再現した本件庭園は、全体としては創造性に富んでいるというべきであり、これをありふれていると評価することは到底できず、債務者の主張は採用できない」

なお、本決定は、本件庭園の範囲について、「必ずしも庭園の一部とはいえない通路や広場までを債権者の著作物とすることは広汎に過ぎるというべきであり、著作物として認めることができるのは、債権者の思想または感情の表現として設置された植栽、樹木、池等からなる庭園部分に加え、水路等

の庭園関連施設から構成される本件庭園と、これと密接に関連するものとして配置された施設の範囲に限られるというべきであるが、その範囲では、本件庭園を一体のものとして評価するのが相当である」と判示しています。

(3) 同一性保持権侵害の成否

(ア) 意に反する改変（著作権法20条1項）に当たるか

「本件工作物の設置態様は、……カナル西側の通路上に、カナルにほぼ接する形で、かつ花渦を跨ぐように設置される。

上記設置場所である通路は、カナルから花渦に至る水の循環を鑑賞し、あるいは散策、休息等をする人が訪れる範囲であるから、庭園及び庭園関連施設と密接に関連するものといえることができ、著作物としての本件庭園の範囲内にあるというべきである。

本件工作物の設置態様は、カナル及び花渦に直接物理的な変更を加えるものではないが、本件工作物が設置されることにより、カナルと新里山とが空間的に遮断される形になり、開放されていた花渦の上方が塞がれることになるのであるから、中自然の森からカナルを

通った水が花渦で吸い込まれ、そこから旧花野(新里山)へ循環するという本件庭園の基本構想は、本件工作物の設置場所付近では感得しにくい状態となる。また、本件工作物は、高さ9メートル以上、長さ78メートルの巨大な構造物であり、これを設置することによって、カナル、花渦付近を利用する者のみならず、新里山付近を利用する者にとっても、本件庭園の景観、印象、美的感覚等に相当の変化が生じるものと思われる。

そうすると、本件工作物の設置は、本件庭園に対する改変に該当するものというべきである」

「……本件工作物の設置は、著作者である債権者の意思に反した本件庭園の改変に当たるといふべきである」

(イ) 著作権法20条2項各号の適用の可否について

「既に述べたとおり、本件庭園は、自然の再現、あるいは水の循環といったコンセプトを取り入れることで、美的要素を有していると認められる。

しかしながら、本件庭園は、来客がその中に立ち入って散策や休憩に利用することが予定されており、その設置の本来の目的は、都心にそのような一角を設けることで、複合商業施設である新梅田シティの美観、魅力度あるいは好感度を高め、最終的には集客につなげる点にあると解されるから、美術としての鑑賞のみを目的とするものではなく、むしろ、実際に利用するものとしての側面が強いといふことができる。

また、本件庭園は、債務者ほかが所有する本件土地上に存在するものであるが、本件庭園が著作物であることを

理由に、その所有者が、将来にわたって、本件土地を本件庭園以外の用途に使用することができないとすれば、土地所有権は重大な制約を受けることになるし、本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティの一部をなすものとして、梅田スカイビル等の建物と一体的に運用されているが、老朽化、市場の動向、経済情勢等の変化に応じ、その改修等を行うことは当然予定されているというべきであり、この場合に本件庭園を改変することができないとすれば、本件土地所有権の行使、あるいは新梅田シティの事業の遂行に対する重大な制約となる。

以上のとおり、本件庭園を著作物と認める場合には、本件土地所有者の権利行使の自由との調整が必要となるが、土地の定着物であるという面、また著作物性が認められる場合があると同時に実用目的での利用が予定される面があるという点で、問題の所在は、建築物における著作者の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するといふことができるから、その点を定める著作権法20条2項2号の規定を、本件の場合に類推適用することは、合理的と解される」

「本件工作物の設置は、本件庭園の既存施設であるカナルや花渦を物理的に改変せずに行うものであることから、著作権法20条2項2号が定める中では、『模様替え』に相当すると解される」

「著作権法は、建築物について同一性保持権が成立する場合であっても、その所有者の経済的利用権との調整の見地から、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変について、特段の条件を付することなく、同一性保

持権の侵害とはならない旨を定めているのであり、これが本件庭園の著作者と本件土地所有者の關係に類推されると解する以上、本件工作物の設置によって、本件庭園を改変する行為は、債権者の同一性保持権を侵害するものではないといわざるをえない」

「もっとも、建築物の所有者は建築物の増改築等を行うことができるとしても、一切の改変が無留保に許容されていると解するのは相当でなく、その改変が著作者との關係で信義に反すると認められる特段の事情がある場合はこの限りではないと解する余地がある」

「……本件庭園は、複合商業施設である新梅田シティと一体をなすものであり、市場動向や流行に従って、その設備を適宜に更新していく必要があることは、債権者も理解していたはずであること、債権者は、本件庭園の設計当初から、旧花野について、将来新たな建築がされることを予見していたこと、平成18年改修の際も、一定の改変は受忍するととれる趣旨を述べていること、債務者は、本件工作物を設置する場所の検討に当たって、一応、債権者の意見を聴取し、一定程度反映させていること、以上の点を指摘することができるのであって、これらを総合すると、本件工作物の設置について、本件庭園の著作者である債権者との關係で、信義に反すると認められる特段の事情があるとまではいえない」

3. 考察

(1) 本件庭園の著作物性

本決定に類似する先例として、東京地決平成15年6月11日〔ノグチ・ルーム事件〕があります。事案は、慶應義塾

大学三田キャンパスにおいて、法科大学院を開設するための新校舎を建設するにあたり、彫刻家イサム・ノグチらの設計に係る建物を解体し、建物の一部、建物に隣接する庭園および庭園に設置された彫刻2点を移設する工事を実施しようとした行為が、同一性保持権の侵害に当たるか否かが争われたものです。

ノグチ・ルーム事件決定は、「ノグチ・ルームを含めた本件建物全体が一体としての著作物であり、また、庭園は本件建物と一体となるものとして設計され、本件建物と有機的に一体となっているものと評価することができる。したがって、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と庭園は一体として、一つの建築の著作物を構成するものと認めるのが相当である」と述べ、建物と庭園が一体として建築の著作物に該当すると判示しました。

これに対し、本決定は、本件庭園について、建物を離れて、単独で著作物性を肯定している点に特色があります。

もっとも、本決定は、本件庭園が著作権法10条1項各号に例示された著作物のいずれに該当するかについて明示しませんでした。

「美的要素を有している」「景観、印象、美的感覚等」「美的鑑賞」といった文言からは、美術の著作物（著作権法10条1項4号）に該当すると考えていることがうかがわれますが、明確ではありません。

（2）著作権法20条2項2号の類推適用について

本件庭園の一部に巨大な緑化壁（本件工作物）を設置する行為は、本件庭

園の美観に変動を生ぜしめるものであることは否定できません。

よって、本件庭園を著作物とした場合、本件工作物の設置行為が著作権法20条1項にいう「改変」に該当すると解することはやむを得ないと考えられます。

もっとも、本件庭園がその所有者以外の者の著作物であるが故に、その所有者による変更を一切許さないとすることは、所有権に対する過度の制約であり、不当な結論といえます。

そこで、著作権法20条2項各号のいずれの規定によって、本件工作物の設置行為が改変を適法と解することができないかという点が次に問題となります。

この点、本決定は、① 土地の定着物であるという面、また、② 著作物性が認められる場合があると同時に実用目的での利用が予定される面があるという点での建築著作物との共通性を類推の基礎として、著作権法20条2項2号の規定を類推適用すべきであるとししました。著作権法20条2項2号は、建築物の増改築、修繕または模様替えによる改変が同一性保持権の侵害に当たらない旨を定める規定です。そして、本決定は、本件工作物の設置は「模様替え」に当たるとしました。

本件では、建物を離れて本件庭園単独で著作物性を認めていることからすれば、著作権法20条2項4号の「や

むを得ないと認められる改変」に当たるとすることも考えられるところです。

しかし、本決定は著作権法20条2項2号を類推適用しました。

著作権法20条2項2号と4号を比較すると、4号では著作物の性質、利用目的・態様に照らして改変が「やむを得ないと認められる」ことが必要であるのに対し、2号の場合は、増改築、修繕、模様替えに該当する限り、改変が認められるという点で違いがあります。

本決定は、著作権法20条2項2号を類推適用したうえで、本件工作物の設置は「模様替え」に該当するとしていますから、それだけで同一性保持権の侵害に当たらないと判断することもできたはずですが。

しかし、本決定は、著作権法20条2項2号の「模様替え」に該当することだけで、直ちに同一性保持権の侵害に該当しないとの結論を導き出すのではなく、「その改変が著作者との関係で信義に反すると認められる特段の事情がある場合」は改変が許容されないと解する余地が残っていると述べました。

本決定は、著作権法20条2項2号の類推適用という理論を採用しつつも、本件では同項4号を適用するという立場も考えられることから、これに配慮し、4号の「やむを得ないと認められる」という要件とのバランスをとることを意図したのではないかと思います。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

東京大学法学部卒業。知的財産権、システム開発紛争・契約、情報法等の案件に従事。弁理士会能力担保研修講師。平成25年度中小企業診断士試験合格。